

令和 8 年度

県単河川維持工事（R8 中矢切河道掘削工その 2）

特記仕様書

一級河川利根川水系 坂川

松戸市 中矢切

千葉県東葛飾土木事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

- 1 この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和 7 年 10 月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
- 2 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。

なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第 2 条 工 期

- 1 本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から令和 9 年 3 月 25 日限りとする。工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40 日間
後片付け期間	20 日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数	0.78
その他の作業不能日	なし

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

- イ) 1 日の降雨・降雪量が 10 mm/日以上の日：39 日間／年間
 - ロ) 8 時から 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数：8 日間／年間
(少数第 1 位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数)
(過去 5 か年（2021 年 1 月～2025 年 12 月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出)
- 2 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを

得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第3条 作業区分

本工事の作業区分は以下によるものとする。

作業区分	施 工 区 分
昼間作業	すべての工事
夜間作業	該当なし

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 工事中の安全確保

- 1 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき、適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
- 2 工事実施期間中、下記のとおり交通誘導員を配置するものとする。なお、工事中に配置する交通誘導員は1名以上配置すること。

	昼間作業	夜間作業	摘 要
仮置き場運搬以外の工種	2 人	—	交代要員無し
仮置き場運搬	1 人	—	交代要員無し
企業局管理通路	A 1 人、B3人	—	交代要員無し（国道6号から出入り）

- 3 その他、資材の搬出・搬入時は、公道の出入口等に誘導員を配置させ、安全確保に努めなければならない。

第5条 建設副産物

- 1 共通事項
 - 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「コブリス・プラス」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実

施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各 1 部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成后 5 年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が 1 0 0 万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を 1 部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1 部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。

3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の D 票及び E 票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2 建設発生土

本工事により発生する建設発生土は次に示す場所へ搬出すること。また、

元請業者においては、建設発生土の搬出先が確認できる受領書の写しのほか、法令等に基づき必要な書面を作成し、5年間保存すること。

1) ばっ気処理

建設発生土は、松戸市栗山地先、片道運搬距離 1.5km に搬出するものとする。

なお、詳細については監督職員の指示によるものとする。

2) 搬出处分

ばっ気処理後の建設発生土は、片道運搬距離 50.5km の成田空港拡張用地(成田市小泉)へ搬出するものとする。

高速料金については、別途発注者と協議をすること。

なお、詳細については監督職員の指示によるものとする。

3 建設廃棄物

本工事により発生する

アスファルト・コンクリート塊は、柏市風早地先、片道運搬距離 15.0 kmの東京石油興業(株)中間処理センターに運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員の承諾をえるものとする。

第6条 刈草・剪定枝等の処理

本工事により発生する刈草・剪定枝等は、印西市別所字成沢地先、片道運搬距離 30.4 kmの(株)オールクリーンに運搬し、処理するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員の承諾をえるものとする。

第7条 流用土

本工事の作業ステージで使用する大型土のう用の流用土については、片道運搬距離6.9kmの東葛飾土木事務所水防倉庫松戸市栄町西4丁目から搬入するものとする。なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

第 2 章 材 料

第 8 条 材料の確認

以下の材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合し確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認をうけなければならない。

なお、上記以外でも監督職員が指示する場合については、監督職員の指示する方法により、検査を受けなければならない。

材 料 名	提出	検 査		摘 要
		品質	数量	
アスファルト混合物	○			事前審査制度の認定混合物を除くものは検査を行う

第 9 条 アスファルト混合物（瀝青材料）

ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用 途	針 入 度	摘 要
表層	40～60	

第 3 章 施 工

第 10 条 掘削工

- 掘削に先立ち、監督職員の指示する箇所において試料採取を行い、以下の調査を行った後、監督職員から改良等の判断を受けて施工を行うものとする。なお、これらの試験は現地試験状況により変更する可能性があり、その場合は設計変更にて対応する。

溶出試験 28項目

カドミウム	全シアン	有機リン	鉛	六価クロム
ヒ素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン
四塩化炭素	クロロエチレン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン
チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン
ふっ素	ホウ素	1,4-ジメチル	-	-

含有量試験:2 項目

ヒ素	銅
----	---

水素イオン濃度

- 2 掘削に先立ち、除草、伐開、除根を行うこと。処分については、刈草 1.42 t を見込んでいるが、それによりがたい場合は監督員と協議すること。変更協議の対象とする。

第 11 条 アスファルト舗装工

- 1 アスファルトコンクリートの種類は下記のとおりとする。

表層	再生密粒度アスコン（13）
----	---------------

- 2 受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。
- 3 受注者は、粒状材料の分離を起こさないよう施工し、また締固めにより不陸を生じないようにしなければならない。
- 4 受注者は、仕上げ作業直後に、アスファルト乳剤等を散布して養生を行わなければならない。
- 5 受注者は、混合物の敷ならしにあたっては、その下層表面が湿っていないときに施工しなければならない。受注者は、やむを得ず 5℃以下の気温で舗設する場合には、次の方法を組合わせる等して、所定の締固め度が得られることを確認し施工しなければならない。
- 1）使用予定のアスファルトの針入度は規格内で大きくする。
- 2）プラントの混合温度は、現場の状況を考慮してプラントにおける混合の温度を決める。ただし、その温度は 185℃を超えてはならない。
- 3）混合物の運搬トラックに保温設備を設ける。
- 4）フィニッシャのスクリードを混合物の温度程度に加熱する。

- 5) 作業を中断した後、再び混合物の敷ならしを行う場合は、すでに舗装してある舗装の端部を適当な方法で加熱する。
- 6) 混合物の転圧延長が 10m 以上にならないようにする。
- 6 5℃以下で施工する場合は、本条第4項の規定によらなければならない。
- 7 プライムコートの使用量は 1.2l/m^2 とする。

第12条 仮設工

- 1 本工事の作業ステージは大型土のう及び敷鉄板の転用を想定している。
- 2 現場条件により、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第4章 そ の 他

第13条 設計図書

設計図書については、契約後速やかに電子データで受注者に貸与する。

- (1) 図面：CAD データ (SXF (P21Ver. 2) CAD 製図基準に準拠)
- (2) 数量総括表：PDF データ
- (3) 特記仕様書（施工条件の明示含む）：Microsoft WORD データ

第14条 工事完成図

工事完成図を下記により作成すること。

- (1) CAD データ (SXF (P21Ver. 2) CAD 製図基準に準拠)
- (2) 出来形（実測値）を記入すること。レイヤは監督職員と協議する。

第15条 特例監理技術者の取扱い

- 1 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の(1)～(8)（維持工事の場合は、(1)～(9)）の要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有

- する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (3) 監理技術者補佐は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。
 - (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、松戸市内の工事でなければならない。
 - (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - (9) 特例監理技術者が兼務できる工事は、維持工事※以外の工事でなければならない。（※「維持工事」とは通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。）
- 2 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項(1)～(8)（維持工事の場合は前項(1)～(9)）の事項について確認できる書類を提出すること。
 - 3 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

第16条 アスファルト舗装切断時に発生する排水の適正な処理

- 1 舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

「適正に処理する」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者が産業廃棄物を処理委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について監督員から請求があった場合は提示しなければならない。

- 2 処理施設は以下のとおりとする。なお、工事発注後明らかになったやむを得ない事情により、下記により難しい場合には、監督職員の承諾をえるものとする。

受け入れ場所 千葉県船橋市栄町
千葉丸辰道路（株）八千代工場
片道運搬距離 14 km以内

第 17 条 付則

仕様書に定めのない事項や内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・ 該当する(副本登録する) ・ 該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・ 該当する ・ 該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・ 該当する ・ 該当しない
第2-4条	難工事の指定	・ 該当する ・ 該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・ 該当する ・ 該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・ 該当する ・ 該当しない
第2-7条	快適トイレ	・ 該当する ・ 該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・ 現場閉所による週休2日工事 ・ 週休2日交替制工事 ・ 該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・ 発注者指定型 ・ 発注者指定型以外 ・ 該当しない
第2-10条	I C T活用工事 ※右表に対象工種を記載	・ 該当する 対象工種: 土工 ・ 該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・ 該当する ・ 該当しない